輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

2019.01.09施行政省令等対応（　５／５　）

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの ９－（７）暗号装置又はその部分品	判　定　欄	注　釈	記　入　欄
［省令］第８条　輸出令別表第１の９の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該　当　○ 非該当　× 対象外　－		
九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第３条第十九号ハ（二）２、 本号ヘ、第十一号又は第１０条第五号イに該当するものを除く。）			
ヘ　次の（一）又は（二）のいずれかに該当するもの （該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面 により確認できるものに限る。）	〈　〉		
（一）次の１から３までの全てに該当するもの	〈　〉		
１　購入に際して何らの制限を受けず、店頭において 又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律 （平成１４年法律第九十九号）第２条第６項に規定する 一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定 する特定信書便事業者による同条第２項に規定する 信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力 装置（電話を含む。）による注文により、販売店の 在庫から販売されるもの	〈　〉		
２　当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者 によって変更できないもの	〈　〉		
３　当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の 供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの	〈　〉		
（二）（一）に該当する貨物のために設計された部分品であって、 次の１から３までの全てに該当するもの	〈　〉		
１　情報システムのセキュリティ管理機能が当該部分品の 主たる機能ではないもの	〈　〉		
２　（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、 かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの	〈　〉		
３　当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者の ために設計し、又は改造していないもの	〈　〉		
十一　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、 情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ 若しくは迂回させるものであって、暗号解析を行うように設計し、 又は改造したもの（リバースエンジニアリングの方法により 暗号解析機能を実行するように設計し、又は改造したものを含む。）	【　】		
	判定結果		□該当　　□非該当

該当項番
① 輸出令別表第１の項番［　　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［　　］
［　　］

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿